

答 申 第 3 0 号

平成 2 0 年 6 月 6 日

仙台市長 梅原 克彦 様

仙台市情報公開審査会

会長 佐 藤 宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 20 年 1 月 11 日付け H19 総総文第 1573 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

- 諮問第 44 号 「 1 平成 15 年度から平成 18 年度まで
- ( 1 ) 昇任試験結果表(消防司令の部 部)一次一覧
  - ( 2 ) 昇任試験結果表(消防司令の部 部)最終一覧
- 2 平成 19 年度
- ( 1 ) 昇任試験結果表(消防司令昇任試験 部)第一次試験の成績順位
  - ( 2 ) 昇任試験結果表(消防司令昇任試験 部)最終の成績順位 」
- の一部開示決定に対する審査請求

## 答 申

( 諮問第 44 号 )

### 1 審査会の結論

仙台市消防長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、審査請求人（以下「請求人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、別記 1 の文書の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 19 年 12 月 13 日付けで一部開示決定したことについて、その取消しを求めたものである。

### 3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主な理由は、次のとおりである。

仙台市消防吏員昇任試験において公明な合否判定がなされているのであれば、少なくとも請求人本人に係る情報は、条例第 7 条第 2 号にも同条第 6 号にも該当しないことは明白である。

実施機関は、受験者個々人の氏名、受験番号、所属、年齢及び成績の情報について、条例第 7 条第 2 号本文の個人情報に該当し、非開示が妥当であると主張するが、昇任試験の受験は任意であるにも関わらず、試験日が職員の勤務時間の内外であるかを問わず、職務命令として半ば受験を強要されているという現実があることから、昇任試験の受験は、現状では公務員の職務の遂行に該当すると考えるのが妥当である。よって、昇任試験結果は、条例第 7 条第 2 号ただし書八に該当し、非開示情報から除かれるため開示すべきである。

さらに、実施機関は、受験者の成績並びに論文試験及び口述（面接）試験の評定者の役職名及び配点について、条例第 7 条第 6 号の行政運営情報に該当すると主張し、その理由として昇任試験は、上位の階級において必要とされる職務遂行能力等を相対的に評価するために行うものであり、その結果である成績は、人事管理上の重要な情報であることを挙げる。しかし、「上位の階級において必要とされる職務遂行能力」の判定は、相対評価ではなく絶対評価によるべきであり、受験者のレベルによって職務遂行能力の判定が毎年のように変化する相対評価の手法には、「上位の階級において必要とされる職務遂行能力」を判定できるという合理的理由は見出せない。

また、実施機関は、公正かつ公平な評定を阻害する要素を最大限に排除するため、評定者に関する情報は非開示が妥当であると主張するが、評定者はその正解と信ずるところにより採点を行えばよく、単に評定者や採点が公開されるだけで萎縮的效果が生じるとは考えられず、そもそも面接試験の評定者については、面接試験受験者等からの情報により公然の情報となっている。

実施機関が、職務の遂行に支障をきたしたり、昇任試験の事務に混乱を招いたりすることを危惧するのであれば、積極的に開示を行うことにより、恣意的な点数操作による合否判定が行われているという憶測を払拭し、昇任試験事務が適正に行われていることを示すことが最適かつ唯一の方法であり、適正な採点、成績処理がなされている限り、職場の人間関係の悪化、職務遂行への支障、昇任試験事務の混乱が生じたり、ましてや昇任試験の信頼性が損なわれることは到底考えられない。

#### 4 実施機関の説明

実施機関が弁明書、再弁明書及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、次のとおりである。

氏名、受験番号、所属、年齢及び成績については、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。請求人は、昇任試験は職務命令として半ば受験を強要されているとして、昇任試験の結果は公務員の職務の遂行に関する情報であると主張するが、実施機関は、受験を奨励するものの強要はしておらず、また、昇任試験の結果は、勤務態度や勤務成績などを評定した勤務評定をも構成要素としており、職員としての身分取扱いに係る情報であるから、条例第7条第2号ただし書八には該当しない。

なお、請求人は、請求人本人の個人情報については非開示の理由がないと主張するが、条例の解釈・運用としては、開示請求者が誰であることを考慮せずに開示の判断を行うべきものであり、個人に関する情報について、本人から開示請求があっても、本人以外の者から当該情報の開示請求があった場合と同様に取扱うものである。

また、成績については、昇任・昇格、人事異動など人事管理上における重要な情報であるから、条例第7条第6号の行政運営情報にも該当する。

さらに、論文試験及び口述（面接）試験の評定者の役職名及び配点については、開示することとなると、受験者が評定者の好みに合わせた対応をとったり、自己に有利な評定を求めて受験者が評定者に働きかけを行う可能性があり、職員間に根拠のない様々な憶測が生じたり、職場の人間関係に悪影響が生じるなど、職務の遂行に支障をきたすとともに、試験の事務に混乱を招くおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

#### 5 審査会の判断

消防吏員昇任試験について

人事委員会を置く地方公共団体の職員の採用及び昇任は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第3項の規定により競争試験によるものとされ、職員の競争試験に関する事務は、同法第8条第1項第6号の規定により人事委員会が処理するものとされている。仙台市においては、職員の任用に関する規則（昭和62年仙台市人事委員会規則第1号）第5条第2項において、消防吏員に係る昇任試験の種類として消防司令昇任試験、消防司令補昇任試験及び消防士長昇任試験を定めており、これらの昇任試験の実施については、職員の任用に関する人事委員会の権限の一部の委任に関する規則（昭和62年仙台市人事委員会規則第12号）第2条により、人事委員会から消防長に権限が委任されている。消防吏員の昇任試験は、受験者の年齢に応じ 部と 部に区分されるが、本件審査請求は、消防吏員昇任試験のうち消防司令昇任試験 部に関するものである。

本件対象公文書について

本件審査請求に係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成15年度から平成19年度までの消防司令昇任試験 部に係る試験結果表である。試験結果表は、第一次試験受験者全員及び第二次試験受験者全員についてそれぞれ一覧表形式で作成され、合計点の高い者から順に記載されている。

試験結果表は、順位、受験番号、氏名、所属、年齢、第一次試験・第二次試験の各項目（経歴評定、勤務評定、体力評定、論文、筆記試験及び面接（平成18年度以前は口述と表記））の

点数、第一次試験の合計点及び最終合計点で構成されている。また、論文及び面接については、評定者の役職名並びに評定者ごとの配点及び採点結果が記載されている。

#### 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、特定の個人が識別され得るようなかたちで、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるかたちで、個人に関する情報が記録されている公文書については、これを開示しないこととする旨を定めたものである。

本件対象公文書に記載されている情報のうち、実施機関が条例第7条第2号本文の個人情報に該当するとして非開示としたものは、受験番号、氏名、所属、年齢、試験項目ごとの点数（論文及び面接の評定者ごとの採点結果を含む。以下同じ。）、第一次試験の合計点及び最終合計点である。

以下、これらの非開示部分について、条例第7条第2号の該当性を検討する。

#### ア 受験番号、氏名、所属及び年齢について

受験番号、氏名、所属及び年齢（以下「識別情報」という。）は、消防司令昇任試験 部を受験した消防吏員のものであり、一体として特定の個人が識別される情報であるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

#### イ 試験項目ごとの点数、第一次試験の合計点及び最終合計点について

試験項目ごとの点数、第一次試験の合計点及び最終合計点（以下「成績情報」という。）は、受験者個人に関する情報であるが、単独では特定の個人を識別できる情報とは認められないものである。

しかしながら、消防局の組織内においては、第一次試験及び第二次試験の合格者の氏名及び受験番号が公表されていることから、合格者の人数は明らかであり、本件対象公文書である一覧表の上から何番目までが合格者の成績であるかは容易に特定できる。

さらに、成績情報の中には、経歴評定（受験資格取得後1年につき10点を加算）や体力評定（所属において一斉に行われる体力測定の結果を反映）のように、同僚職員であれば点数を推測することが可能であるような項目が含まれている。そうすると、第一次試験・第二次試験の合格者について、当該合格者の同僚職員等の関係者が、経歴評定や体力評定の点数を推測し、それをもとに試験結果表のどの欄が当該合格者に該当するかを識別することが可能となる場合も十分に考えられるところである。

そもそも成績情報は、個人の人格と密接に関わる情報であり、社会通念上、他人には知られたくないと思うことが通常と認められる情報である。このような性質を踏まえると、個人を識別できる情報を除いたとしても、成績情報が公にされ、場合によっては上記のとおり特定の受験者の成績が識別されるといった状況にさらされることは、受験者個人のプライバシーを侵害するおそれが高いものと認められる。

よって、成績情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報又は個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められるから、条例第7条第2号本文に該当するものと認められる。

#### ウ 条例第7条第2号ただし書の該当性

条例第7条第2号は、個人情報（法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、口（人の生命、財産等を保護するため、公にするこ

とが必要であると認められる情報)又は八(公務員の職務の遂行に係る情報)に該当する場合には、例外的に非開示情報から除くこととしている。

請求人は、昇任試験は職務命令として半ば受験を強要されていることから、昇任試験結果は、公務員の職務の遂行に関する情報であり、同号ただし書八に該当し開示すべきものと主張する。

しかしながら、消防吏員昇任試験の筆記試験実施要領には、受験者の服務上の取り扱いには、これを職務外として取扱うことが明記され、試験の実施日に勤務を要する者であっても、受験に要する時間は職務専念義務が免除される旨記載されている。また、実施機関が提出した「平成19年度消防吏員昇任試験及び消防吏員昇任選考試験実施結果」によると、平成19年度における消防司令昇任試験の受験資格者に対する受験率は、部で85.4%、部で53.7%となっていることから、受験を強要されている事実は認められない。

消防吏員昇任試験の情報は、広く捉えれば職務の遂行に係る情報といえるものではあるが、本件対象公文書に記載された情報は、消防吏員個人の資質や能力に関わる情報との側面が強く、公務員個人の私的な情報と認められる。よって、識別情報及び成績情報は、いずれも条例第7条第2号ただし書八には該当しない。

また、識別情報及び成績情報は、法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えず、人の生命、財産等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報とも言えないから、条例第7条第2号ただし書イ及びロにも該当しない。

したがって、識別情報及び成績情報は、条例第7条第2号により非開示とすべき情報である。

#### 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号は、市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、これを非開示とする旨を定めたものである。

本件対象公文書に記載された情報のうち、実施機関が条例第7条第6号に該当するとして非開示としたのは、成績情報並びに論文及び面接の評定者及び配点であるが、成績情報については、上記のとおり条例第7条第2号に該当すると認められるから、同条第6号の該当性については、当審査会は判断しないものとする。

論文及び面接の評定者及び配点は、実施機関が行う消防司令昇任試験に関する情報であるから、「市の機関が行う事務に関する情報」とであると認められるが、これを非開示とできる場合は、当該情報を開示することにより、消防司令昇任試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合に限られることから、以下これを検討する。

仙台市消防吏員昇任試験実施要綱によると、論文及び面接試験の評定者は、消防吏員昇任試験委員会の委員の中から委員長である消防局長が任命し、面接試験については、委員長が必要と認める場合は、消防局以外の者を評定者として委嘱することができることとされている。消防吏員昇任試験委員会の委員は、消防局内の次長、部長及び課長の職にある者のうちから、消防局長が任命するため、評定者のほとんどは消防局の管理職にある職員が占めることとなる。なお、同要綱は平成19年度に全部改正されており、改正前の要綱には評定者の選任に係る規定は設けられていないが、当審査会が本件対象公文書の評定者欄を見分したところ、平成18年度までの論文及び面接試験の評定者の構成は、おおむね上記と同様であった。

一般的に、論文や面接など、人物評価を伴う試験項目の評価の信頼性・妥当性が確保され

るためには、評定者が受験者について率直な評定を行いうる状況が前提となるものと考えられる。論文及び面接の評定者の役職や各評定者の配点が開示されれば、受験者が自己の評定を有利にしてもらおうと評定者に対し不適切な働きかけを行ったり、評定者が昇任試験の結果に納得しない受験者等からの批判や反発にさらされたり、不必要な誤解を受けることが容易に推察されるところであり、その結果として、評定者による受験者に対する適切な評価を困難にするなど、昇任試験の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。また、評定者には、前述のとおり実施機関内部の職員が任命されることから、評定者に対する反発や誤解から職場に混乱が生じたり、職場の人間関係の悪化をまねくおそれも認められ、実施機関の人事管理事務全般にも支障を及ぼすおそれがある。

したがって、論文及び面接の評定者及び配点は、条例第7条第6号により、非開示とすべき情報である。

#### 請求人の主張について

請求人は、審査請求書において、少なくとも請求人本人に係る情報は、条例第7条第2号及び第6号に該当せず、開示すべきである旨主張する。これは、請求人本人に対する自己情報の開示を求めたものと解することもできるが、条例に基づく公文書開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者本人の自己情報が含まれている場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このことは、特定の個人を識別することができる個人に関する情報については、条例第7条第2号ただし書イから八までに該当するものを除き、これを非開示とするのみで、本人からの開示請求のあった場合について特段の規定を設けていないことから明らかである。また、仙台市においては仙台市個人情報保護条例（平成16年仙台市条例第49号）により、本人確認を行ったうえで自己情報の開示請求を認めている。よって、条例に基づく公文書開示請求制度においては、公文書に記録されている情報が自己の個人情報であることを理由に、公文書の開示を特別に受けることができるものではない。

#### 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別記 1

- 1 平成 15 年度仙台市消防吏員昇任試験（消防司令の部 部）の全受験者の受験番号・氏名別の筆記試験（論文及び学科）、勤務評定、経歴評定、体力評定等の全評価項目の得点等が明示された第一次試験合計得点等順位一覧、第一次試験合格者全員の受験番号・氏名別の口述試験の審査員毎の採点一覧及び全評価項目の得点等が明示された最終合計得点等順位一覧
  
- 2 平成 16 年度仙台市消防吏員昇任試験（消防司令の部 部）の全受験者の受験番号・氏名別の筆記試験（論文及び学科）、勤務評定、経歴評定、体力評定等の全評価項目の得点等が明示された第一次試験合計得点等順位一覧、第一次試験合格者全員の受験番号・氏名別の口述試験の審査員毎の採点一覧及び全評価項目の得点等が明示された最終合計得点等順位一覧
  
- 3 平成 17 年度仙台市消防吏員昇任試験（消防司令の部 部）の全受験者の受験番号・氏名別の筆記試験（論文及び学科）、勤務評定、経歴評定、体力評定等の全評価項目の得点等が明示された第一次試験合計得点等順位一覧、第一次試験合格者全員の受験番号・氏名別の口述試験の審査員毎の採点一覧及び全評価項目の得点等が明示された最終合計得点等順位一覧
  
- 4 平成 18 年度仙台市消防吏員昇任試験（消防司令の部 部）の全受験者の受験番号・氏名別の筆記試験（論文及び学科）、勤務評定、経歴評定、体力評定等の全評価項目の得点等が明示された第一次試験合計得点等順位一覧、第一次試験合格者全員の受験番号・氏名別の口述試験の審査員毎の採点一覧及び全評価項目の得点等が明示された最終合計得点等順位一覧
  
- 5 平成 19 年度仙台市消防吏員昇任試験（消防司令の部 部）の全受験者の受験番号・氏名別の筆記試験、勤務評定、経歴評定、体力評定等の全評価項目の得点等が明示された第一次試験合計得点等順位一覧、第一次試験合格者全員の受験番号・氏名別の論文試験及び面接試験の審査員毎の採点一覧及び全評価項目の得点等が明示された最終合計得点等順位一覧

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第 44 号)

年 月 日	内 容
平成 20. 1 .11	・ 審査庁（総務局総務部文書法制課）から諮問を受けた
20. 1 .28	・ 実施機関（消防局総務部総務課）から弁明書を受理した
20. 2 .18	・ 審査請求人から反論書を受理した
20. 3 . 3 （平成 19 年度第 6 回 情報公開審査会）	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
20. 3 .19	・ 実施機関から再弁明書を受理した
20. 5 . 8 （平成 20 年度第 1 回 情報公開審査会）	・ 諮問の審議を行った
20. 6 . 5 （平成 20 年度第 2 回 情報公開審査会）	・ 諮問の審議を行った